市街化調整区域において生産される農産物の販売所

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整 区域において生産される農産物の販売所について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会 に付議することができるものとする。

記

1 申請者

農業協同組合及び農業者で組織される任意組合等の団体(以下「組合等」という。)であること。 ただし、任意組合等にあっては、国、県又は市から補助金(負担金、出資金、利子補給等公的助成 制度含む。)の交付を受けるものに限るものとする。

事業主体において、当該調整区域の存する市内の市街化区域内に所有土地がないこと。

ただし、当該土地で日本標準産業分類の大分類で農業、林業、漁業に分類された業種で生産又は収穫されたもの(以下「農産物」という。)の販売所の建築が困難又は著しく不適当と認められる場合は、この限りでない。また、他に利用可能な農産物の販売所がないこと。

事業は、事業主体自らが年間を通じ継続して営むものであって、将来にわたり継続するものであること。

2 申請地

- (1)開発区域の面積は、施設の規模及び駐車場等から勘案し、妥当なものであること。
- (2)主となる道路に6メートル以上接するものであること。また、店舗の出入口が道路に面している など、建築物の配置が店舗としての利用上十分配慮されたものであること。

3 予定建築物

- (1)用途は、組合等の構成員が、当該市街化調整区域で生産した農産物を市場等を通さずに直接販売するための店舗及び管理施設(事務室、休憩室、更衣室、保管室等)とし、原則として同一棟であること(居住施設は含まない)。
- (2)規模は、当該施設での販売量から妥当な規模で、平屋建てであること。高さは、10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。
- (3)管理施設を併用する場合は、当該床面積は全体の延べ床面積の2分の1以下であること。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等(見沼土地利用承認を含む。)が受けられるものであること。

附 則

- この基準は、平成15年4月7日から施行する。(平成15年4月7日 都市局長決裁)
- この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年11月9日 都市局長決裁) 附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに、都市計画法第29条、第35条の2、第42条又は第43条の 規定によりされた許可の申請に係る開発審査会に付議することができる基準については、なお従前の 例による。 (平成21年3月31日 都市局長決裁)